令和8年11月4日

相模原浄水場沈でん池設備整備事業　技術対話結果

技術対話について、対話を実施した入札参加者との対話内容のうち、全ての入札参加者に公開すべきと判断した対話結果を次のとおり公表する。

No.	対話を希望する事項	文章名	頁	内容 （応募者記載欄）	回答 （発注者回答欄）
1	保守点検及び池内清掃の最適化	落札者決定基準	6	「濃縮排泥の向上の具体的な提案」について、具体的に求めている事項を確認させてください。 （例：排泥池に流入する汚泥濃度の改善や引抜き頻度の低減等）	貴社の考える沈でん池からの排泥濃度を向上させる取り組みを提案してください。追加改造に限らず、点検方法や運用方法を含む提案も評価対象になります。
2	標準的な修繕費用	落札者決定基準	6	「標準的な修繕費用」と「応札額」の乖離が大きくなった場合、或いはその差が限りなく小さくなった場合について、貴企業団のお考えをお聞かせください。合理的な説明が付けば、標準的な修繕費用と応札額の幅は評価に影響しないという理解で良いでしょうか。 様式Ⅳ-7-3-3-③補足資料は「技術提案と共に出される修繕費用」として、入札額ではなく標準的な修繕費用を記載すると理解していますが、入札額についてはこの様式での作成は不要でしょうか。	標準的な修繕費用と応札額の乖離について、合理的な説明があれば、評価には影響しないと考えています。 乖離が大きい場合、小さい場合ともに、事業者ににとってメリット、デメリットがあると思われますので貴社の考えをご提案ください。 様式Ⅳ-7-3-3-③補足資料には、入札額として提示する修繕費用ではなく、標準的な修繕費用を記載してください。
3	標準的な修繕費用	落札者決定基準	6	「標準的な修繕費用」の標準とは、不特定多数の業者が実現可能な一般的な標準のことをいうのでしょうか。それとも提案事業者のノウハウ等を踏まえて（合理的に）説明可能なものとして設定した標準でしょうか。 標準的な修繕費用は、入札上限価格の修繕費用を必ずしも上回る必要はなく、場合によっては下回る提案もあり得ると考えてよろしいでしょうか。	標準的な修繕費用は、事業者のノウハウや実績等を踏まえて設定してください。 標準的な修繕費用が入札上限価格の修繕費用を下回る提案もあり得ると考えています。
4	修繕周期長期化と小修繕の関係	落札者決定基準	6	企業団様の修繕周期より長い周期を提案する場合、その周期内に状態監視結果に基づく軽微な部品交換・補修を行っても、提案事項の履行義務違反にならないという理解でよろしいでしょうか。例えば、主要機器の分解整備等の周期は延長し、その間に軸受等の軽微な部品交換を行う考えです。	技術提案において、左記内容を記載いただき、それを踏まえて評価したいと考えています。
5	運転管理データの提供方法・粒度	落札者決定基準	6	ご提供予定の日常点検結果、新設設備の運転記録、水量・水質データについて、提供頻度、時間粒度、データ形式、過去データの取得可否及び閲覧・取得方法をご教示ください。維持管理企業の点検・状態監視・故障・修繕履歴と時系列で照合し、劣化傾向及び翌年度修繕判断へ活用することを想定しています。	提供資料については、契約後の協議で決定します。翌年度の修繕提案に関わることであれば、技術提案で提供頻度や方法を条件設定してください。
6	セルフモニタリングにおける工事品質確認	モニタリング基本計画書（案）	3	維持管理業務に伴う修繕工事について、維持管理企業の専門部署による品質確認に加え、工事規模に応じて臨時セルフモニタリングを行う社内基準を設定することは可能でしょうか。当方では一定以上の費用以上の工事を都度確認する考えですが、これは企業団様が事業者側のチェック機能として整理することを想定しています。	社内基準を設定することは可能です。
7	年次計画表（維持管理事業費） 仮設事務所設置費用の分類	提出書類作成要領及び様式集		実際に作業に従事する作業者の体調管理・衛生管理などを目的に、維持管理期間中に浄水場内に仮設事務所・仮設トイレなどを事業者側で設置させて頂きたいと考えております。これら、仮設費などの予算に関しては、「様式Ⅳ-7-3-③-補足資料」の内訳（保守点検業務／計画修繕業務／池内清掃業務）のどの種別に計上すれば良いか確認させてください。	該当する業務に応じて、分類してください。
8	沈でん池機器に関する現状課題 フロキュレーター構成部品の修繕周期	要求水準書	17	フロキュレーターについて「概ね9年毎に水中軸受、減速機等の修繕を行っている」と記載がありますが、機器の構成部品によって修繕周期は一律ではなく、異なるものと考えております。開示資料における過去の修繕実績では、概ね6年以内に減速機の整備が実施されており、弊社も減速機の修繕は過去の経験から6年程度の周期が妥当と考えております。 フロキュレーターに関わる全ての修繕を9年以上の周期で実施するのではなく、構成部品に応じて修繕周期を9年よりも短い周期で計画することは問題ないでしょうか。	本事業は状態監視保全による修繕実施の判断を求めるものであり、部品ごとの周期設定や9年未満の部品交換を禁止するものでありません。部品ごとに修繕周期を設定する場合は、技術提案書にてその内容を明確にしてください。

No.	対話を希望する事項	文章名	頁	内容 （応募者記載欄）	回答 （発注者回答欄）
9	フロキュレーターと傾斜板に対する技術提案の取り扱い	要求水準書	17	「ウ 沈でん池機器に関する現状課題」について、綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業の第２回質問に対する回答_要求水準書（案）No.72において、「フィン付き傾斜板は、綾瀬浄水場固有の課題ですが、それ以外は3浄水場に共通した課題です。」と回答されています。 上記に対して、技術提案書の様式Ⅳ－７－２－①にて「企業団が抱えている沈でん池機器の課題解決策を提案すること。」と問われていますが、相模原浄水場においては、様式集に記載されている通り、フロキュレーターと汚泥掻寄機のみが提案および技術評価の対象であり、フラッシュミキサーや傾斜板についての提案は、技術評価の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、沈でん処理は一連の設備が有機的に機能して実施されるものであるため、それを踏まえて課題解決方法を検討してください。
10	沈でん池の施工時の池内清掃後の排水	要求水準書	20	施工による池の運用停止時に池内清掃を実施した際の排水処理については、維持管理時と同様に場内の排泥池等に排水可能でしょうか。	施工前（機器撤去前）に行う池内清掃は、排泥弁から排泥池へ送泥可能です。更新後の充水前に行う池内清掃は、コンクリート殻や小部品が排水に含まれる恐れがあるため、事業者で産廃処理するなど適切に処分してください。
11	設計・施工工程 池内清掃の時期	要求水準書	20	「3 設計業務に関する要求水準（詳細事項）（1）共通事項　コ　同時に施工可能な沈でん池数は合計2池とし、（中略）以下のスケジュールを参考として計画すること。」について、設計・施工工程（案）を示します。池内清掃の時期について考え方が合っているか確認させてください。 【要求水準書　38頁】 ・(ｶ)沈でん池の停止及び立ち上げ時は清掃作業が出来ない ・(ｸ)毎年6池を対象に、2年で全12池を清掃 ・(ｹ)清掃時期は、企業団が指定 【質問に対する回答_要求水準書】 ・(第2回No.104)施工時に必要となる沈でん池清掃回数は求める維持管理範囲回数に含める ・(第3回No.7)施工時の池内清掃は、維持管理ではなく施工に含む とあります。 清掃時期は貴企業団が指定されることになっていますが、施工期間中の清掃時期について、施工中は清掃できないことから、基本的には施工工程に応じて調整いただけるという理解でよろしいでしょうか。	施工工程に応じた清掃時期の調整は可能です。ただし、詳細な日程は、浄水処理量、排水処理の運用状況、他工事・点検等を踏まえ、契約後に双方で協議して決定します。
12	設計・施工工程 池内清掃の時期	要求水準書	20	「3 設計業務に関する要求水準（詳細事項）（1）共通事項　コ　同時に施工可能な沈でん池数は合計2池とし、（中略）以下のスケジュールを参考として計画すること。」について、設計・施工工程（案）を示します。池内清掃の時期について考え方が合っているか確認させてください。 【要求水準書　38頁】 ・(ｶ)沈でん池の停止及び立ち上げ時は清掃作業が出来ない ・(ｸ)毎年6池を対象に、2年で全12池を清掃 ・(ｹ)清掃時期は、企業団が指定 【質問に対する回答_要求水準書】 ・(第2回No.104)施工時に必要となる沈でん池清掃回数は求める維持管理範囲回数に含める ・(第3回No.7)施工時の池内清掃は、維持管理ではなく施工に含む とあります。 沈でん池の停止及び立ち上げ時は清掃作業が出来ないとありますが、維持管理業務における清掃が対象であり、施工側の清掃はできるとの理解でよろしいでしょうか。	施工対象とは別の沈でん池において、停止に伴う排水作業、立ち上げ時の循環作業が必要となった場合は、施工対象の沈でん池についても排泥禁止が必要となるため、清掃に伴う排水作業に制約が生じます。

No.	対話を希望する事項	文章名	頁	内容 （応募者記載欄）	回答 （発注者回答欄）
13	設計・施工工程 池内清掃と施工の関係	要求水準書	20	「3 設計業務に関する要求水準（詳細事項）（1）共通事項　コ　同時に施工可能な沈でん池数は合計2池とし、（中略）以下のスケジュールを参考として計画すること。」について、設計・施工工程（案）を示します。池内清掃時と他の池の施工をすることは可能でしょうか。 【要求水準書　38頁】 ・(カ)沈でん池の停止及び立ち上げ時は清掃作業が出来ない とあります。 沈でん池の停止及び立ち上げ時は清掃作業が出来ないとありますが、「沈でん池の停止及び立ち上げ時」というのは、清掃作業を実施対象となる池の充排水期間は、清掃できないという意味であり、清掃期間中、清掃していない池の施工は可能との理解でよろしいでしょうか（清掃及び施工で停止する池は1ブロック以内等、制約条件をご教示ください）。 ・上記について、現状は不可ということであれば上記を認めていただけないでしょうか	施工対象池の作業前に池内清掃を想定します。清掃後、排泥弁が全閉の状況を確認し、安全が確保出来ていれば池内で作業することは可能です。ただし、2池同時に施工する場合、異なるブロックで施工することを要求水準としているため、同一ブロックの施工は出来ません。
14	設計・施工工程 池内清掃の時期	要求水準書	20	「3 設計業務に関する要求水準（詳細事項）（1）共通事項　コ　同時に施工可能な沈でん池数は合計2池とし、（中略）以下のスケジュールを参考として計画すること。」について、設計・施工工程（案）を示します。 池内清掃時と他の池の施工を並行して実施することは可能でしょうか。 【要求水準書　38頁】 ・(ク)毎年6池を対象に、2年で全12池を清掃 ・(ケ) 清掃時期は、企業団が指定 とありますが、 ・毎年6池を対象に、2年で全12池を清掃とありますが、2年に12池という条件を遵守していれば、1年間に12池であったり、1年目に8池＋2年目に4池といった割り当てをしてもよろしいでしょうか。	2年間で全12池を清掃する条件を満たせば、年度ごとの配分を変更することは問題ないと考えます（毎年6池の清掃を固定しているわけではありません）。ただし、浄水処理量、排水処理施設の運用状況、他工事や点検等の予定を双方で協議して決定します。
15	設計・施工工程 施工対象池	要求水準書	20	「3 設計業務に関する要求水準（詳細事項）（1）共通事項　コ　同時に施工可能な沈でん池数は合計2池とし、異なるブロックの沈でん池1池ずつの施工とすること（中略）以下のスケジュールを参考として計画すること。」について確認させてください。 同一ブロック内での2池同時施工について、1/3ブロック（1池）のみの運転だと既存薬品注入設備の能力等から対応ができないため、不可ということでしょうか（清掃時の１ブロック停止を除く）。 特に理由がなければ、施工の効率が上がるなどの効果があることから1ブロック内で2池以上の施工を認めていただけないでしょうか。	必要な浄水量確保の観点から1ブロック内で1池までの施工としています。同ブロック2池以上の施工は認められません。
16	設計・施工工程 充排水	要求水準書	20	「3 設計業務に関する要求水準（詳細事項）（1）共通事項　コ　同時に施工可能な沈でん池数は合計2池とし、異なるブロックの沈でん池1池ずつの施工とすること（中略）以下のスケジュールを参考として計画すること。」について、 綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業の第２回質問に対する回答_要求水準書（案）において、 質問「（中略）。調査及び工事開始時の水抜き作業、調査及び工事終了後の水張り作業については、事業者の範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。」に対し、 回答「調査及び施工に関する池の充排水の養生は企業団が行います。」と回答いただいています。 相模原浄水場においても、調査及び施工に関する池の充排水は貴企業団が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし実施時期や対象池については、事前に協議し決定するものとします。
17	設計・施工工程 排水	要求水準書	20	第2回質問に対する回答_要求水準書（案）質問No.149の回答にて、「参考として近年の沈でん池清掃の例では、沈でん池BLK当たり（3池）の休池期間は約30日間で、その内訳は、水抜き2日、原水渠清掃2日、沈でん池清掃15日、充水1日となっています。」との回答をいただいています。 具体的にどのように排水されているかご教示いただけないでしょうか（排水ルート、排水先、排水量・時間を参考でご教示いただけますと幸いです）。	排水ルート及び排水先は下記のとおりです。 沈でん池➡排泥弁➡排泥渠➡排泥管➡排水処理施設排泥池（➡排水池➡着水井➡沈でん池） 排水量は以下の実績があり、運用状況により変更する可能性があります。 1,500[m3/h]　×　6.5[h]　＝　9,750[m3]×2日　計19,500㎥

No.	対話を希望する事項	文章名	頁	内容 （応募者記載欄）	回答 （発注者回答欄）
18	設計・施工工程 充水	要求水準書	20	第2回質問に対する回答_要求水準書（案）質問No.149の回答にて、「参考として近年の沈でん池清掃の例では、沈でん池BLK当たり（3池）の休池期間は約30日間で、その内訳は、水抜き2日、原水渠清掃2日、沈でん池清掃15日、充水1日となっています。」との回答をいただいています。 具体的にどのように充水されているかご教示ください（充水方法：原水渠から、または浄水を散水栓から充水してから原水に徐々に置換、もしくは他の沈殿処理水を充水等、充水時間を参考にご教示いただけますと幸いです）。	原水渠から3,000[m3/h]　×　6.5[h]で充水した実績があり、運用状況により変更する可能性があります。充水後は、ろ過池排水ゲートを開け、1,500[m3/h]　×　18[h]の循環作業を行い、水質が問題ないことを確認し、水処理開始となります。
19	汚泥掻寄機に関する条件	要求水準書	22	「沈でん池内の汚泥の堆積を減らし、池内の清掃や水抜き作業の軽減が図られる機器」については、現状よりも改善される提案を求めると理解しております。 汚泥の堆積は、掻き寄せ範囲の拡大と掻き寄せ頻度の改善による機能向上によって、池内の清掃や水抜き作業の軽減はこの機能向上によって実現できると考えてよろしいでしょうか。	具体的な方法、それによる効果を示してもらったうえで判断します。
20	汚泥掻寄機に関する条件	要求水準書	22	「沈でん池の端部に汚泥が堆積するため、端部までの汚泥を排除できる機器」について、具体的にどの部分に堆積しているかご教示ください。 なお、阻流壁の上の汚泥の堆積については清掃時に排除するという理解でよいでしょうか。 端部に堆積された汚泥は、現状清掃時にどのように対応してますでしょうか。また、汚泥の性状について教えてください。	沈でん池の端部に汚泥が堆積する部分は次のとおりです。 ①汚泥掻寄機が折り返す地点と壁との間 ②汚泥掻寄機の側面にある躯体が傾斜している部分と汚泥掻寄機の間 阻流壁の上部の汚泥についてはご理解のとおりです。 清掃業者にもよりますが、池内の汚泥は、散水栓から高圧洗浄をかけて排泥ピットに流しています。また、排泥渠の中で溜まる恐れもあるため、性状の固い汚泥はバキューム車で吸引し、排泥渠の出口側のマンホールへ送泥することもありました。 リンクベルトの掻寄板が当たらない部分は汚泥が硬くなっています。硬い汚泥の場合は、高圧洗浄でたたきながら排出しています。どのような道具を使用しているかについては、第１回閲覧資料の沈でん池傾斜板清掃委託の特記仕様書に、堆積汚泥を消火栓ホース、トンボ等により排泥ピットまで集積すること等の記載があるため、確認してください。
21	取り外した更新対象機器の保管	要求水準書	22	現時点で保管対象機器および保管場所、保管方法が未定であるため、提案金額にはこれらの費用は含みません。そのため、受注後の協議により決定後、費用を頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	基本的に場内保管（ブルーシートを覆う程度）を想定しており、施工期間中のみ、予備部品を保管していただきたいと考えています。応札額には保管費用を見込んでください。
22	汚泥掻寄機に関する条件	要求水準書	22	原水濁度2,000度想定時の汚泥掻寄性能について、発生汚泥を排泥ピットに掻寄せることが計算上可能であることをもって性能確認とさせていただいてよろしいでしょうか。	計算結果と現地の機器の状況から判断させていただきます。
23	沈でん池の端部について	要求水準書	22	「沈でん池の端部」とは、台車の両端部と考えてよいでしょうか。また、維持管理において堆積がおこると考えられている「端部」についてもこの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 提示された資料の部分に加えて、リターンする部分の端部にも汚泥が堆積しています。現状よりも改善が認められるものは提案として有効と考えています。企業団で堆積箇所を示した図を提供します。
24	汚泥掻寄機に関する条件 汚泥の堆積状況	要求水準書	22	「ウ 汚泥掻寄機に関する条件(ｴ) 汚泥掻寄機は、沈でん池の処理水量、原水濁度、薬品注入量等から発生しうるスラッジ（汚泥）に対して、浄水に影響を生じさせない掻寄せ能力を有すること。」とあります。 現実的な計画とするため。現状の汚泥掻寄機の運転状況（各段の平常時及び高濁度時のリンクベルト掻き寄せ速度、汚泥排出頻度、汚泥排出時間等）をご教示いただけないでしょうか。	汚泥搬出頻度・排出時間は、自動計算にて算出されているため蓄積データがなく提示することができません。 別添資料（システム機能仕様）を参照ください。 相模原は、高濁度になった際、後段に進むにつれて沈でん処理水の透明度が上がっていくことは目視で確認しています。
25	汚泥掻寄機に関する条件 既設沈でん池における汚泥引抜き頻度・バルブ操作等の運用	要求水準書	22	「ウ 汚泥掻寄機に関する条件(ｹ) 既設汚泥掻寄機に既設排泥弁との連動制御機能を有する場合は、新設汚泥掻寄機と既設排泥弁との連動制御機能の必要性及び制御内容を検討し、既設設備の改造内容を企業団に提案すること。」とあります。 上流側・下流側で汚泥搬出頻度を変える運用、又はバルブ操作（開度調整）による引抜量調整を行っておりましたら、排泥弁の運転・制御方法及び関連する図面をご提示いただけないでしょうか。	ご質問のような運用は特に行っていません。 別添資料（システム機能仕様）を参照ください。

No.	対話を希望する事項	文章名	頁	内容 （応募者記載欄）	回答 （発注者回答欄）
26	傾斜板の着脱 1割の対象	要求水準書	22	「ウ 汚泥掻寄機に関する条件 (ｺ) 汚泥掻寄機の施工において傾斜板が支障となる場合は、（中略）、提案においては、傾斜板の1割を復旧費用として見込むこと。」とあります、第２回質問に対する回答_要求水準書（案）No.83において、1割とは着脱する部分に限らず、傾斜板全体の1割との回答をいただいていますが、1割の対象は、'板'のみであり、フレーム等は既設流用という理解でよろしいでしょうか。 また、これらは工事も含めた1割となるのでしょうか。	復旧費用を見込む1割は、傾斜板の脱着に伴う破損を想定し、板、取付部品及び施工費を含みます。
27	傾斜板の着脱 施工前に破損している傾斜板の確認	要求水準書	22	「ウ 汚泥掻寄機に関する条件 (ｺ)汚泥掻寄機の施工において傾斜板が支障となる場合は、傾斜板の着脱を認める。ただし、傾斜板の着脱によって、一部の傾斜板が損傷・破損した場合は本事業にて原型復旧すること。なお、提案においては、傾斜板の1割を復旧費用として見込むこと。 (ｻ)(ｺ)の傾斜板の損傷・破損が傾斜板全体の1割を超過した場合の費用は企業団と協議して定める。 また、施工前に破損している傾斜板については企業団の負担により復旧するが、その材料の調達や施工者は企業団と協議して定める。」 とあります。施工前に破損している傾斜板の取り扱いについて確認させてください。 施工前（取り外し前）には部分的にしか破損状況が把握できないため、取り外す際（撤去中～撤去後）に貴企業団に立ち合いいただき、撤去前からの破損か、撤去時の破損かを確認いただく必要があるのではないかと考えていますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおり、必要に応じて企業団が立ち合います。
28	傾斜板の着脱 傾斜板1割の復旧	要求水準書	22	「ウ 汚泥掻寄機に関する条件 (ｺ)汚泥掻寄機の施工において傾斜板が支障となる場合は、傾斜板の着脱を認める。ただし、傾斜板の着脱によって、一部の傾斜板が損傷・破損した場合は本事業にて原型復旧すること。なお、提案においては、傾斜板の1割を復旧費用として見込むこと。 (ｻ)(ｺ)の傾斜板の損傷・破損が傾斜板全体の1割を超過した場合の費用は企業団と協議して定める。 また、施工前に破損している傾斜板については企業団の負担により復旧するが、その材料の調達や施工者は企業団と協議して定める。」について 「提案においては、傾斜板の1割を復旧費用として見込む」とあります。 第1回質問に対する回答_要求水準書（案）質問No.83にて、傾斜板の1割とは、着脱する部分に限らず、傾斜板全体の1割である旨記載いただいています。 最初の2池の施工時に全体の1割の材料を手配しておく必要はなく、施工対象の池の傾斜板全体の1割について手配しておくことを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	傾斜板の着脱 傾斜板1割の復旧	要求水準書	22	「ウ 汚泥掻寄機に関する条件 (ｺ)汚泥掻寄機の施工において傾斜板が支障となる場合は、傾斜板の着脱を認める。ただし、傾斜板の着脱によって、一部の傾斜板が損傷・破損した場合は本事業にて原型復旧すること。なお、提案においては、傾斜板の1割を復旧費用として見込むこと。 (ｻ)(ｺ)の傾斜板の損傷・破損が傾斜板全体の1割を超過した場合の費用は企業団と協議して定める。 また、施工前に破損している傾斜板については企業団の負担により復旧するが、その材料の調達や施工者は企業団と協議して定める。」について、 「施工前に破損している傾斜板については企業団の負担により復旧するが、その材料の調達や施工者は企業団と協議して定める。」とあります。 施工前に破損している傾斜板の復旧は、事前に調達しておく必要があることから、事業者が見込む傾斜板を活用して原型復旧し、活用した分を貴企業団に負担いただき、残りの傾斜板を活用して事業者が再設置工事で破損させた場合の原型復旧を行うような流れを想定されていますでしょうか。 また、原型復旧は事業者による原型復旧と合わせて実施することになると想像しますが、異なる施工者となることを想定されているのでしょうか。 想定されている①施工前の破損②着脱による破損③1割を超えた破損における、調達・施工者、余った場合の対応などの関係性についてご教示ください。	①施工前の原形復旧については協議によって決定するものとします。破損状況等によって復旧内容が異なる可能性があるため、調達や施工企業等についても合わせて協議したいと考えています。 ②施工中の破損については、本事業の範囲となります。 ③余剰となった材料の保管については協議によって決定します。

No.	対話を希望する事項	文章名	頁	内容 （応募者記載欄）	回答 （発注者回答欄）
30	既設躯体のはつり	要求水準書	23	既設汚泥掻寄機の撤去に伴い、池底部および池底水路の側壁スラブの一部を撤去しますが、よろしいでしょうか。なお、撤去に伴い既設躯体構造に影響がないことは確認します。	既設の躯体に影響がないことを確認されたうえで、撤去可能です。
31	土木構造物に関する条件 受注後の構造再計算・詳細照査の要否と実施時期	要求水準書	23	「オ 土木構造物に関する条件　事業者が選定する沈でん池機器の仕様（重量）、型式等によって、既設の構造物の一部の撤去や改修が生じる場合は、浄水処理や構造物強度、耐震強度に問題がないことを事業者が確認」とあります。 提案時の構造計算結果を前提として、受注後に再度の2次元動的非線形解析と妻壁効果による3次元効果を考慮した解析以上の構造計算又は詳細な照査を不要とすることは可能でしょうか。それとも提案段階のモデルを再利用し、条件を協議したうえで計算する程度でよろしいでしょうか。 なお、受注後に再度提案段階以上の解析が必要となる場合は、構造計算に時間がかかり、構造計算が終わっていない状態で機器製作承諾をいただかないといけない可能性があります。	更新後、浄水処理に影響がないことを前提として必要な構造計算を事業者が行い提案してください。構造体、耐震強度に大幅な影響を及ぼす提案は認められません。 また、耐震上の影響が小さい構造体の改修は、部分的に必要となる構造計算を事業者が行い提案してください。 なお、軽度の変更は、協議のうえ省略することも可能と考えています。
32	土木構造物に関する条件 提案時構造計算の解析方法・照査範囲の妥当性	要求水準書	23	「オ 土木構造物に関する条件　事業者が選定する沈でん池機器の仕様（重量）、型式等によって、既設の構造物の一部の撤去や改修が生じる場合は、浄水処理や構造物強度、耐震強度に問題がないことを事業者が確認」とあります。 耐震診断では2次元動的非線形解析と妻壁効果による3次元効果を考慮した解析をされていますが、フロキュレーターや汚泥掻寄機の荷重が減った（軽くなった）場合、構造計算は不要であると考えてよろしいでしょうか。 また、荷重が増えた場合に行う構造計算では、2次元動的非線形解析と妻壁効果による3次元効果を考慮した解析と同等以上の計算を行うことと考えてよろしいでしょうか。また、地震動については、耐震診断で使用している水道指針に記載されるW3Bの地震動を使ってよろしいでしょうか。	荷重が減少する場合の詳細な計算は不要ですが、増加する場合は、質問31のとおりです。 また、集中荷重が作用する場合は、発生断面力に基づく部材の安全性照査等必要な検討を行い、荷重の増減が判る根拠資料を提出してください。 耐震計算が必要となる場合は、地震動W3Bによる検討を行ってください。
33	試運転時の諸費用	要求水準書	26	試運転時における諸費用について、原水や電気以外の薬品・排泥などに関わる費用についても事業者に負担を求めないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	浮上リスク対策	要求水準書	26	「沈でん池等を空池にする際は、地下水等による沈でん池の浮上リスク」について、現状の清掃時において、どのような対策をしているのかご教示お願いします。	現状は物理的な対策等は行っていません。 大雨の際における事業者の体制等をご提案ください。 なお、大雨に関しては、以下のとおりの基準（想定降雨強度等）を想定しています。 ・相模原浄水場近傍の観測点において累積150㎜以上の降雨を記録、且つ10㎜/h以上の降雨が長時間継続する恐れがある場合
35	浮上リスク 地下水の状況の確認	要求水準書	26	「（1）工事全般　シ　沈でん池等を空池にする際は、地下水等による沈でん池の浮上リスクを検討し、企業団と協議のうえ、必要な対策をとること。沈でん池等を空池にする際は、地下水等による沈でん池の浮上リスクを検討し、企業団と協議のうえ、必要な対策をとること。」とあります。 第2回質問回答（No.105 、No.146）では、契約後に机上検討を実施し、必要な対策があれば方法・費用を協議して決定。必要な対策は事業者が実施すること。検討に必要な情報は企業団が提供するとあります。 資料閲覧にある創設時の地質調査に記載の柱状図を確認すると、NO.6とNo.8で宙水が確認できますが、それ以外の部分では孔内水位を確認できていません。 耐震補強報告書54ページの地層想定断面図を見ると地下水があればNO.6とNo.8以外の箇所にも孔内水位が確認されると考えます。 耐震診断をされた時に追加で4か所ボーリング調査をされているらしく（公表資料にデータなし）、その際に地下水が確認されていなければ、相模原浄水場では地下水による影響はないと判断してよろしいでしょうか。地下水が無ければ荷重の変化に伴う躯体の浮上や沈下はないと考えております。	提供している地質調査結果以外の追加資料はありません。 相模原の調整池と浄水池は過去に浮上したことがありますが、沈でん池に関しては物理的に対策できる施設がないため、大雨時の事業者の体制等をご提案ください。 なお、大雨に関しては、以下のとおりの基準（想定降雨強度等）を想定しています。 ・相模原浄水場近傍の観測点において累積150㎜以上の降雨を記録、且つ10㎜/h以上の降雨が長時間継続する恐れがある場合

No.	対話を希望する事項	文章名	頁	内容 （応募者記載欄）	回答 （発注者回答欄）
36	性能確認に関する要求水準事項について	要求水準書	26	「実測データ等に基づき、沈でん池機器の性能が要求水準書に記載する能力に適合していることを確認」とありますが、資料1にて提示している濁度条件の原水を調製することは現実的でないことから、動力計算書および容量計算書にて性能確認を行い、現場においては容量計算通りに稼働することをもって適合を確認という考え方でよろしいでしょうか	ご理解の通りです。
37	沈でん池機器の性能確認	要求水準書	26	性能確認のウにて「選定した機器の動作の確実性を事前確認できる方法で試験を実施し、据付後の試運転において、運用開始後の安定性を確認すること」とありますが、製作時点での寸法検査、据付後の動作確認と駆動部の電流値確認（動作が不安定であると電流値が乱れたり高くなったする）をもって確認とすることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、電流値確認以外にも有効な確認方法がある場合は、ご提案ください。
38	工事期間中の対応 作業排水	要求水準書	26	「（4）工事期間中の対応　工事期間中に発生する作業排水は事業者において適切に処理すること。」について、 処理した排水の排水先、排水可能な水量（m3/日、m3/時）をご教示ください。	原則、作業排水は産廃処分とします。
39	緊急時の対応	要求水準書	30 ～32	「（災害時を含む）緊急時の対応」については、貴企業団からの連絡を待たず、事業者側からの自主的な対応を求めるものではなく、貴企業団からの連絡を受けて、貴企業団の初期対応の支援を実施するという理解でよろしいでしょうか。	事業者が不在時に発生した機器故障時は、企業団の連絡により、対応を求めますが、機器故障を除く災害等においては、事業者の自主的な対応を求めます。
40	緊急時の対応	要求水準書	30 ～32	前質問回答の災害時の自主的な対応とは、運転管理業務委託のような常に人員を配置して災害に備えた体制を求めているのではなく、災害発生後に企業団の連絡を待たずに能動的にアクションを起こすことができる対応と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	状態監視保全の具体例	要求水準書	36	DX・AI/データ活用によって、効果を発揮している、又は効果が期待できる状態監視保全の具体例はありますか。	企業団では検討課題となっているため、事業者の実績等を踏まえて提案してください。
42	計画修繕 計画修繕の上限額	要求水準書	37	「修繕は、実績払いとし、原則として事業者の維持管理業務委託契約金額の範囲内で実施すること。ただし、技術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額を超えないこと。」と記載があります。 「事業者が考える修繕費用の上限額」とは「様式Ⅳ-7-3-③-補足資料」に示す「標準的な修繕費用」のことであり、応札金額と一致するものではないという認識でよろしいでしょうか。	「事業者が考える修繕費用の上限額」は、様式の補足資料に記載する事業者が提案する標準的な修繕費用を指し、入札額そのものではありません。
43	計画修繕 計画修繕の上限額	要求水準書	37	図内に「修繕費は契約額を超えないことが原則」と記載がありますが、契約額については保守点検・計画修繕・池内清掃の合計金額であり、修繕のみの上限額は示されていないと認識しています。 修繕費のみでなく点検・清掃を含む合計の維持管理事業費が契約額を超える場合に貴企業団との協議が必要という認識でよろしいでしょうか。 その際、貴企業団の指示等、事業者の責によらず増加した費用は設計変更の対象となり、その増額分だけ上限額にも加算されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	池内清掃頻度変更時の対価の取扱い	要求水準書	37	堆積状況等のデータに基づき企業団様と協議し、池内清掃周期を延長又は前倒しした場合の対価Dの取扱いをご確認したいです。清掃回数の削減による費用低減は第65条のプロフィットシェアの対象とし、逆に原水水質等により清掃回数が増加する場合は対価変更を協議するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、清掃頻度が増加することは想定していません。

No.	対話を希望する事項	文章名	頁	内容 （応募者記載欄）	回答 （発注者回答欄）
45	池内清掃 傾斜板の清掃方法	要求水準書	38	傾斜板清掃について「沈でん池排水に伴う水面低下に応じて、散水栓から散水ホース及びノズルを使用し、傾斜板の破損や脱落が無いように水圧を調整しながら清掃すること。」と記載がありますが、具体的な作業内容や管理水準に関する記載がありません。開示資料のプラントビューからは高所作業における安全対策も必要と思われますが、過年度において貴企業団が実施されている傾斜板清掃の作業工程・タイミング（清掃前の排水時等）・頻度、作業内容、安全対策方法、作業工数（日数、人数）について、ご教示ください。	実施企業によって実施する方法が様々であり、当企業団が指定しているものではありません。池内清掃の特記仕様書に基づいて実施しています。
46	既設設備の荷重について	閲覧資料番号 1,2		提案する新設設備の荷重と既設設備の荷重を比較し、既設構造物への影響の有無を判断する必要があります。しかし、既設設備の荷重は、閲覧資料から全て把握することが困難であるため、「251016_見積条件まとめ（3浄水場）.xlsx」のシート「①機器仕様整理」（見積依頼資料として提供を受けたもの）を正式な資料として使用してもよろしいでしょうか。また、貴企業団としては、閲覧資料の中に既設設備の荷重に関する情報があるという認識でしょうか。） なお、提案段階で新設設備の荷重と既設設備の荷重を比較結果や、既設構造物への影響の有無の判断を示す必要はありますでしょうか。	企業団のホームページに公表している公告資料、第４回までの閲覧資料を基に検討してください。 左記質問に記載のある見積条件の資料は参考資料として扱ってください。 閲覧資料等をもとに、既設設備と更新後の設備の重量を比較し、重量が増加する場合は、その影響を含めて検討し、技術提案で提示してください。
47	人件費の範囲について	複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用に係る手引き	1	「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用に係る手引き」において、契約金額の変更対象として記載されている「人件費」の範囲について確認させてください。 本業務においては、受注者が作成した見積書を根拠として、サービス対価の変更額を算定・精算するものと想定しています。当方では、見積書を「水道施設維持管理業務委託積算要領（運転管理・保全管理業務個別委託編）」に基づき作成しております。 同要領には「人件費」という名称の記載がございません。つきましては、手引きに記載の「人件費」とは、上記積算要領における「業務原価」を指しているとの認識でよろしいでしょうか。	「水道施設維持管理業務委託積算要領（運転管理・保全管理業務個別委託編）」に適用されている労務単価に係る費用が、スライド条項の対象となります。 また、労務費の変更に伴った直接経費、技術経費、間接業務費等の変更もスライド条項の対象となります。

（注1）入札公告資料にされている内容、応募者のノウハウ及び機密情報に関する内容は削除または表現を変更している。

（注2）公表した対話結果は、入札公告に係る質問回答の一部として扱う。

（注3）技術対話の実施内容は、審査に反映しない。